

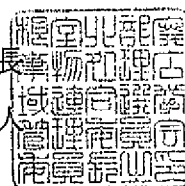
根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会告示第3号

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会規程第2条第3項及び第5条の規定により、令和8年8月12日から任期を起算される根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員の住所氏名は次のとおりとする。

令和8年9月10日

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員長

矢 吹 真 人



選挙管理委員

職 名	住 所	氏 名
委 員 長	標津郡標津町	矢吹 真人
職務代理者	標津郡中標津町	豊田 高明

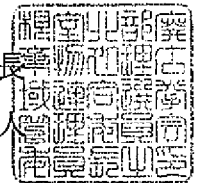
根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する令和8年9月1日現在の根室北部廃棄物処理広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月10日

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員長

矢 吹 真 人



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

740人

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数

12,319人